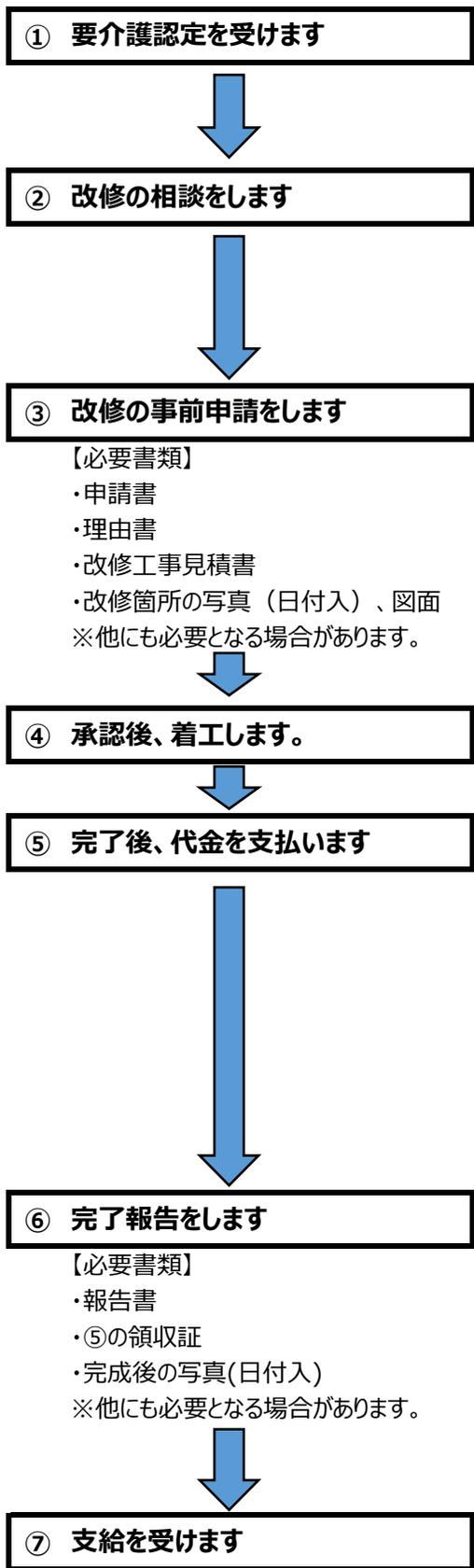


# 居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請から支給までのながれ

★★住宅改修費の支給を希望する被保険者の方は、次の手順で申請を行ってください★★



**① 要介護認定を受けます**

◆要支援1,2 要介護1～5の判定を受けます。

※認定がない場合、住宅改修費の支給を受けることができません。

**② 改修の相談をします**

◆住宅改修をしたい旨をケアマネジャーや住宅改修事業者等へ相談してください。

※ケアマネジャー等が住宅の必要性の確認を行い、改修が必要な理由書を作成します。

※受領委任払いの希望の有無も事前に伝えてください。

**③ 改修の事前申請をします**

【必要書類】

- ・申請書
  - ・理由書
  - ・改修工事見積書
  - ・改修箇所の写真（日付入）、図面
- ※他にも必要となる場合があります。

◆住宅改修は、必ず事前申請が必要です。

◆申請書は「償還払い」と「受領委任払い」では様式が異なります。

◆ケアマネジャーや改修事業者が申請書を代わりに提出することも可能です。

※事前申請をしないで工事をした場合は住宅改修費を支給できません。

**④ 承認後、着工します。**

◆森町が申請内容を確認し、問題がなければ利用者へ承認通知書を送付します。

**⑤ 完了後、代金を支払います**

「償還払い」 の場合	工事完了時に、工事費用の <b>全額</b> を福祉用具販売事業者に支払います。
「受領委任 払い」の場合	工事完了時に、負担割合や費用上限額に応じて、費用の <b>1～3割</b> を改修事業者に支払います。 ※ <u>上限を超える額も支払います。</u>

※受領委任払いは事業者により取り扱いできない場合があります。（希望の有無は事前に伝えてください。）

**⑥ 完了報告をします**

【必要書類】

- ・報告書
  - ・⑤の領収証
  - ・完成後の写真（日付入）
- ※他にも必要となる場合があります。

◆ケアマネジャーや販売事業者が報告書を代わりに提出することも可能です。

※「受領委任払い」のときは、事業者から森町への請求書も必要となります。

**⑦ 支給を受けます**

※完了報告から支給まで1か月程度かかります。

「償還払い」 の場合	負担割合や費用上限額に応じて、費用の <b>7～9割</b> を森町から利用者へ支払います。
「受領委任 払い」の場合	負担割合や費用上限額に応じて、費用の <b>7～9割</b> を森町から福祉用具販売事業者へ支払います。

※「償還払い」と「受領委任払い」、どちらの場合でも、支給決定通知書は利用者へ送付します。

◆ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。◆